

●利用にあたっての注意事項●

(1) 樹木や多年生の植物、偽茎を有し樹木のようになる草本性植物(バナナ・パパイヤ等)、人体に害を及ぼす恐れがある植物は栽培しないでください。



【左からパパイヤ、月桂樹、ユーカリ】

(2) こまめな除草を心がけましょう！

長期にわたり耕作されていない、除草等の管理ができていないと、病害虫の発生の原因となります。

【右図:雑草が伸びきっている例】

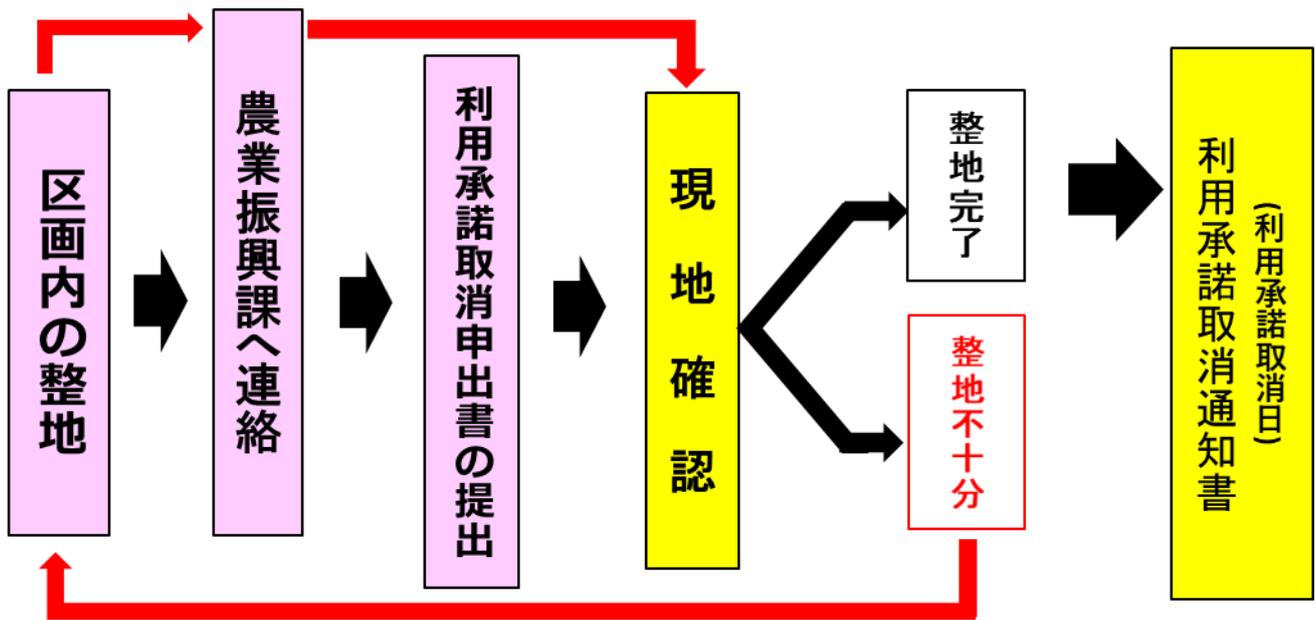


(3) 農作業で出たゴミ(野菜クズ等)は必ず自宅に持ち帰って処分してください。



周辺のゴミステーションに捨てる、農園内に放置する、埋めることは禁止です。

(4) 利用をやめるときの流れ



(5) 「区画内の整地」とは

- ① 作物を全て収穫
- ② 農業資材(園芸棒等)、ゴミを撤去
- ③ 雑草等の刈り取り
- ④ 更地にして次の利用者がすぐに使用できる状態にする

利用を途中でやめる場合と、
利用期間が満了となった場合は、
① ~ ④の整地作業をしていただきます。



【整地された区画の例】

(6) 以下の場合、農業振興課までご連絡下さい。

- ・住所・電話番号の変更があった場合
- ・体調不良等区画が管理しきれないと判断された場合
- ・農園利用を辞めたい場合 など

【問い合わせ先】

市川市経済観光部農業振興課
市民農園担当
TEL : 047-711-1141 (直通)
FAX : 047-378-3629